

平成 19 年度盛岡市除雪計画について

平成 19 年 11 月 26 日

建設部

「盛岡市除雪計画書」は、盛岡市の除排雪対策の方向性を定めた「盛岡市除排雪基本方針」、除雪の対策区分等を定めた「盛岡市除雪基本計画」、盛岡市内の市道や農林道等の除雪基準や体制を定めた「盛岡市道除雪計画」、「盛岡市農道除雪計画」、「盛岡市林道除雪計画」及び「盛岡市玉山区除雪計画」によって構成されています。

平成 17 年度の豪雪に伴う除雪対応状況の総括において、除排雪委託業者及び除雪車両の確保、豪雪時における組織体制の強化及び除排雪業務に関する市民への情報提供のありかたが課題となったことから、昨年度より「盛岡市道除雪計画」の方針に、排雪作業、豪雪対策、情報発信等の項目を新たに追加・拡充しています。また、合併した玉山区の除雪体制を盛岡市除雪対策本部に加えることで、相互の路線の除雪状況の把握を可能としたほか、契約事務の統一や豪雪時の体制を確立したことで除雪機械の相互乗り入れや作業協力を可能とした計画となっています。

今年度は、実質除雪率 100%の達成に向け、除雪路線の拡充を行うとともに、拡充に伴う委託業者への担当路線の見直しを行い、更に効率的な除雪が実施できるようにしています。

○盛岡市除排雪基本方針

変更なし

○盛岡市除雪基本計画

変更無し

○盛岡市道除雪計画

- 1 目的（変更無し）
- 2 除雪対策本部の設置（変更無し）
- 3 除雪作業内容（変更無し）
- 4 排雪作業内容（H18 拡充内容）

（1）指定路線の排雪

市が排雪しようとする路線（以下、「排雪指定路線」という。）は、市民生活の基盤路線である除雪指定路線のうち、主要幹線市道とし、あらかじめ市が指定するものとする。

（2）指定外路線の排雪

排雪指定路線以外の路線の排雪については、地域住民、町内会、事業所等が中心と

なお、市域をブロック分割し、市担当職員がブロック内の除雪状況の確認に努める。

(2) 使用機械 (H19 拡充)

除排雪業務に使用する除雪機械等は、盛岡市有車輛 117 台 (H18 比較 14 台増)、委託車両 509 台 (H18 比較 92 台増) とする。

(3) 除雪要領 (H18 拡充)

除雪要領を以下のとおり見直し、状況に応じた適正な対応を行う。

- ①新雪除雪 (車道除雪)
- ②吹溜りの処理 (車道除雪)
- ③路面整正除雪 (車道除雪)
- ④拡幅除雪 (車道除雪)
- ⑤歩道除雪
- ⑥排雪 (運搬除雪)

(4) 融雪施設 (変更無し)

歩車道、跨線橋及び地下道等の機能を確保するため、ロードヒーティング及び無散水消雪施設等の各融雪施設の整備をおこなうとともに、保守点検等を行い適正な維持管理に努める。

(5) 凍結防止剤の散布 (H19 拡充)

①散布箇所及び散布方法

路面の凍結防止及び雪氷融解を促進して、スリップ事故の防止、圧雪除去作業及び路面整正作業を容易にするため、国県道と主要幹線市道 (1 種路線・2 種路線) との交差点、及び主要幹線内の急坂部、急カーブ等について、路面状況を勘案しながら凍結防止剤散布車により凍結防止剤の散布を行う。

その他の市道については、凍結防止剤を入れたドラム缶等を市内各所に配置するとともに、町内会及び公共機関等にも凍結防止剤を配布して市民等の散布協力を得ながら凍結防止剤の散布を行う。

【市民等の協力による散布依頼箇所数】

単位：箇所

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	増減
ドラム缶設置箇所	57	57	56	-1
町内会等散布依頼箇所	515	520	521	+1

②散布薬剤

平成 18 年度の使用実績等により、今年度使用する薬剤は、平坦部には、酢酸ナトリウム系の液剤と、塩化物系の粒剤。急坂部には、全域に塩化物系の粒剤とする。なお、緊急用には塩化カルシウム (粒剤) を使用する。

(6) 雪捨て場 (H18 拡充)

市の実施する排雪 (運搬除雪) 及び市民の利用のため、9箇所の雪捨て場を指定し、委託により維持管理を行う。

なお、中津川下ノ橋下流右岸 (通称: 下ノ橋) の雪捨て場については、シーズン中においても定期的な清掃活動を行うとともに、水質検査を実施し、中津川の清流を保全するよう努める。

(7) 水切り (変更無し)

交差点や路側等において、特に春先の融雪時の水たまり等により歩行者や自転車の通行に支障を来たす場合、下水道部施設管理課の協力を得て水切りを行う。

5 隣接町村との調整について (変更無し)

滝沢村道、矢巾町道と接続する市道において、委託業者の作業区間の調整をする等相互の効率化を図る。

6 市民との協働除雪について (一部H19 拡充)

市民との協働による除排雪を推進するため、市民に対して速やかな情報の提供に努めるとともに、市民が除排雪に協力できるような環境づくりに努める。

- ①町内会へ 91 台の小型除雪機械の貸し出しを行う。(H18 比較 13 台増)
- ②町内会及び商店街等が道路の排雪を実施できるよう、無料で運転手付きダンプトラック及び、作業用器具 (スコップ、つるはし等) の貸し出しを行う。
- ③広報もりおか (12/1 号)、ラジオ番組 (ラジオ盛岡) 及び市のホームページを利用した PR 活動を実施する。
- ④身近な雪の集積場として、地域の公園や市有地を提供する。(30 箇所)
- ⑤除排雪に関する地区懇談会 (みたけ、大慈寺、桜城、北厨川、緑が丘) の開催
- ⑥町内会への除排雪関連資料 (除雪計画図コピー等) 配布

7 除排雪業者 (H19 拡充)

除排雪業務は全面委託により行い、122 社 (H18 当初契約比較 - 8 者増, 8 者減, 合計増減無)と契約を行い業務にあたる。

○盛岡市農道除雪計画 (除雪体制, 除雪基準, 路線延長及び委託業者数等変更なし)

【除雪計画概要】

		平成 18 年度	平成 19 年度	増 減
農 道	路線数	9 路線	9 路線	±0 路線
	路線延長	10,177m	10,177m	±0m
業務委託業者		7 業者	7 業者	±0

○盛岡市林道除雪計画（除雪体制，除雪基準，路線延長及び委託業者数等変更なし）

【除雪計画概要】

		平成 18 年度	平成 19 年度	増 減
林 道	路線数	20 路線	20 路線	±0 路線
	路線延長	62,304m	62,304m	±0m
業務委託業者		11 業者	11 業者	±0

○玉山区除雪計画

平成 18 年度より，従来の玉山村除雪計画を基に，出勤基準等について可能な限り同一の基準で実施できるよう調整を図った。

1 除雪体制（変更無し）

玉山区の除雪体制は，玉山区内を 13 地区のブロック別に，5 地区を市保有（玉山区所管）機械で，8 地区を委託機械により実施する。

2 除雪計画路線と出勤基準

① 除雪計画路線区分（変更無し）

交通量を基準とし，路線の性格を勘案して，次表の順位を基本目標とする。

除雪順位	路 線 区 分
1	バス路線及び市道 1・2 級
2	集落間連絡道路
3	通学路及び産業用道路（農道等）
4	市道以外の生活道路

② 出勤基準（変更無し）

盛岡市道に準ずるものとし，作業内容による出勤基準は次表のとおりとする。

作業内容	出 勤 基 準
新雪除雪	路面の新降雪深が，基準を超え，気象情報等から，さらに降雪が予想されるとき。
路面整正	圧雪路面において，交通量の増大及び気温の変化等により，雪質が軟弱化し，穴，不陸や，厚く氷状路面等が著しくなったとき。
拡幅除雪	連続した除雪作業により，路側の雪（雪堤）が大きくなり出し，必要幅員の確保が困難となったり，吹雪など風雪によって狭くなるなど，交通障害を引き起こすと判断されたとき。

③除雪計画路線（H19 拡充）

【除雪路線調書】

単位：km

道路種別	区分	除雪計画延長		増減
		平成 18 年度	平成 19 年度	
市 道	1 級	57.29	57.29	0.00
	2 級	45.94	46.02	+0.08
	その他	180.35	183.23	+2.88
農 道		7.22	7.22	0.00
林 道		1.95	1.95	0.00
生活道路		37.91	37.91	0.00
計		330.66	333.62	+2.96

④歩道除雪（H19 一部拡充）

スクールゾーン内通学路を対象とし、降雪状況を確認しながら、天候がほぼ安定状況時に実施する。

【除雪路線調書】

単位：km

道路種別	区分	除雪計画延長		増減
		平成 18 年度	平成 19 年度	
市 道	歩道	11.64	12.44	+0.80

⑤凍結防止剤散布（変更無し）

低温にて路面凍結が予測される場合に交通安全の確保を図るため、凍結防止剤を散布する。

原則として、交差点・踏切・橋梁・坂道・カーブ等で指定の個所に散布する。また、橋梁・坂道等の必要箇所には、散布の他に凍結防止剤を現地に常備して、緊急にそなえる。

⑥雪捨て場の確保（変更無し）

玉山区の雪捨て場所は、総合運動公園脇、北上川河川敷に確保する。但し、雪捨て場は、トラック等の車による排雪場とし、小規模の排雪については、自治会の区域にある空き地等を利用するなど、自治会への対応を求める。

3 関係機関等への協力要請等（変更無し）

①路上放置車輛，路上駐車等の取締り及び除雪機械の運行に際し，必要がある場合は警察署に交通整理の協力を求める。

②路肩にある消防施設（消火栓等）に標識設置について消防署に協力を求める。

③自治会に対して，降雪が続き屋根の雪下ろし作業が必要になったときは，雪下ろ

し作業を一斉に行うよう要請し、雪下ろし完了後に除雪を行う。但し、除雪完了後に屋根の雪下ろしをしたため交通に支障をきたした場合は、原因者が後始末をするよう要請する。

4 住民協力を得るための広報活動の実施（変更無し）

チラシの配布，広報紙を通じて，市民に対し降雪前期の除雪に対する注意事項等を広く啓発する。

5 情報収集体制（変更無し）

①道路パトロールを随時実施し，定点観測による積雪状況，路面の状況等を把握する。

②除雪オペレータと車載無線を通じて，除雪の進捗状況等の把握に努める。さらに，自治会等に協力を要請し，除雪路線の状況等について情報提供を求める。

平成 19 年度

盛 岡 市 除 雪 計 画 書

盛 岡 市

目 次

盛岡市除排雪基本方針

盛岡市除排雪基本方針（本文）

I. 目的	1
II. 基本方針	1～2
III. 施策の推進	2～4

盛岡市除雪基本計画

1. 目的	5
2. 計画の対象とする道路及び管轄	5
(1)一般国道 (2)県道 (3)市道 (4)農道 (5) 林道	
3. 除雪の対策区分	5
(1)一般国道 (2)県道 (3)市道 (4)農道 (5) 林道 (6) 玉山区内	
4. 盛岡市除雪連絡会議	5
(1)盛岡市除雪連絡会議 (2)分科会議 (3)事務局	
除雪連絡会議名簿	6

平成 19 年度 盛岡市道除雪計画

1. 目的	7
2. 除雪対策本部の設置	7

3. 除雪作業内容	7
4. 排雪作業内容	7～8
5. 凍結防止剤の散布	8
6. 雪捨て場の指定	8
7. パトロールの実施	8
8. 情報収集・管理	8
9. 情報発信	8～9
10. 豪雪対策	9
除雪対策本部組織体制	10
豪雪対策本部組織体制	11

平成19年度 盛岡市道除雪計画実施要領

1. 今冬寒候期の気象の概況について	12	
2. 除雪対策本部の設置について	12	
3. 除雪路線計画について	12～14	
(1)指定路線区分	(2)車道除雪計画	
(3)歩道除雪計画		
4. 除雪実施方法等について	14～17	
(1)除雪ブロック編成	(2)使用機械	(3)除雪要領
(4)融雪施設	(5)凍結防止剤の散布	(6)雪捨て場
(7)水切り		

5. 隣接町村との調整について 18
6. 市民との協働除雪について 18
7. 除排雪指定路線について 18

平成 19 年度 盛岡市農道除雪計画

1. 目的 19
2. 指定路線の除雪 19
3. 除雪の期間 19
4. 除雪出動基準 19
5. 除雪の組織体制 19
6. 情報収集 20
7. パトロールの実施 20
8. 排雪路線について 20
9. 凍結防止剤の散布について 20

平成 19 年度 農道除雪計画概要

1. 除雪計画延長 20
2. 委託会社 20

平成 19 年度 盛岡市林道除雪計画

1. 目的 21
2. 指定路線の除雪 21

3. 除雪の期間	2 1
4. 除雪出動基準	2 1
5. 除雪の組織体制	2 1
6. 情報収集	2 2
7. パトロールの実施	2 2
8. 排雪路線について	2 2
9. 凍結防止剤の散布について	2 2

平成 19 年度 林道除雪計画概要

1. 除雪計画延長	2 2
2. 委託会社	2 2

平成 19 年度 玉山区除雪計画

1. 目的	2 3
2. 基本方針	2 3
3. 除雪の機構	2 3
4. 除雪実施計画	2 3～2 5
(1)除雪体制	(2)除雪計画路線と出動基準
(3)歩道除雪基準	(4)路面凍結防止剤散布
(5)雪捨て場の確保	(6)除雪機械の配置計画
(7)関係機関への協力要請等	

(8)住民協力を得るための広報活動の実施

(9)情報収集体制

5. 除雪計画路線調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

(1)総括表 (2)凍結防止剤散布箇所

除雪対策本部組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

豪雪対策本部組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

資 料

関係機関一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

平成19年度除雪業務委託業者一覧表(玉山区を除く)・30～34

路線調書(市道, 農道, 林道)・・・・・・・・・・・・ 35～43

除雪計画図(市道他, 玉山区)・・・・・・・・・・・・ 別添

盛岡市除排雪基本方針

盛岡市除雪基本計画

盛岡市除排雪基本方針

平成16年10月 市長決裁

I. 目 的

この基本方針は、冬期間においてもより住みやすく、より交流が促進されるよう総合的な除排雪対策について方向性を定めるものである。

II. 基本方針

1. 安全で快適な交通ネットワークの確保

少雪で特に寒冷である盛岡特有の気象条件下で、市内各地域の特性に適応した除排雪作業及び凍結防止剤散布作業を、効果的かつ円滑に実施するよう努める。

車道部においては、市民の広範な交流を支え、救急医療や公共交通の確実性や信頼性を確保するために、幹線道路の除排雪作業等に努める。また、除雪指定されていない市道においても、安全で快適な交通ネットワークの確保のため、状況に応じた除排雪作業等を進める。

歩道部においては、市民が多く集まる中心市街地や通学路を重点的に、安全で快適な歩道空間の確保が図られるよう、除排雪作業に努める。

2. 連携と市民協働による除排雪体制の構築

市域内における除排雪作業については、国や県及び隣接町村との連携により、効果的で迅速な除排雪に努める。

また、行政と地域住民や町内会及びボランティア団体と、情報を共有しながら、それぞれの役割を分担し、市民と行政との協働による除排雪体制の推進に努める。

3. 安心とやさしさに配慮した冬期対策の推進

少子・高齢化が進む中、自力での除排雪作業が困難な世帯について、除排雪作業を支援できるよう、行政や各町内会及びボランティア団体の組織づ

くりとその育成支援に努める。

自然環境に対しても、除排雪車輛の作業経路を効率的にすることにより、排気ガスの抑制に努める。また、凍結防止剤の散布方法を工夫するなど、環境面に配慮した冬期対策に努める。

Ⅲ. 施策の推進

1. 安全で快適な交通ネットワークの確保

【車道除排雪】

- ① バス運行路線等の主要幹線市道（第1種指定路線）及び国県道や、第1種指定路線を連絡する地区幹線的路線（第2種指定路線）の除雪においては更なる徹底を図る。
- ② 生活に密着した生活道路（第3種指定路線）の除雪も、更なる充実、拡大を図る。
- ③ 除雪指定路線以外においても、通行が著しく困難である場合は除雪を実施し、通行の確保が図られるよう進める。
- ④ 堆雪により著しく車輛の通行が困難である場合、もしくは困難となることが予想される場合は、排雪作業や凍結防止剤散布作業を早期に対応できるよう進める。
- ⑤ 排雪指定箇所については、身近な雪捨て場も含め、十分に確保されるよう努める。

【歩道除排雪】

- ① 歩行者の安全対策の充実や拡大を図るため、歩道除雪指定路線の増大を図る。
- ② 横断歩道部やバス停において、歩行者空間が確保されるよう除排雪を進める。
- ③ 歩道除雪指定路線以外でも、通行が著しく困難である場合、もしくは困難となることが予想される場合は、除雪を実施し安全が確保されるよう進める。

【凍結防止剤散布】

- ① 凍結防止剤を、主要交差点や急坂部の危険箇所に効果的に散布し、通行の安全が確保されるよう進める。
- ② 必要な急坂部には凍結防止剤入りドラム缶を設置し、町内会や事業所等

へ依頼している凍結防止剤散布と併せて、より効果的に路面凍結を防止するよう進める。

【施設整備】

- ① 道路施設の新設の際は、冬でも安心して通行が可能となるよう、寒冷地特有の気象条件を考慮した施設設計をするとともに、既存の施設についてはユニバーサルデザイン^{*}に配慮し、改良を図るよう進める。

※ユニバーサルデザイン・・・年齢や性別、能力などの特性や違いを超えて、あらゆる人にとって使いやすく、分りやすい空間、製品をデザインすること。

- ② ロードヒーティング等の消融雪施設の整備促進を図るとともに、適正な保守に努め、安全な交通空間が確保できるよう進める。
- ③ 交差点や急坂部の凍結路面に効果的な、凍結を抑制する舗装工法等、新しい技術を積極的に取り入れるよう進める。

2. 連携と市民協働による除排雪体制の構築

【盛岡市の役割】

- ① 車道部における実質除雪率^{*}100%の達成を目指し、各種施策を効果的かつ確実に進める。

※実質除雪率＝車道除雪総延長÷（市道総延長－除雪困難な路線等の延長）

〔山間地の里道、冬期間使用しないあぜ道、除雪が非常に困難な狭い路線等の延長を控除した除雪率〕

- ② 国や県との連携を強化し、交差点部の除排雪作業を効果的かつ円滑に進める。
- ③ 隣接町村間において、接続する市町村道の除雪作業区間を調整し、相互に作業効率の向上が図れるよう進める。
- ④ 冬期間における気象情報データや、路面監視システムの情報を活用し、的確で効率的な道路管理を進める。
- ⑤ 除排雪及び凍結防止剤散布作業に関する各種広報活動を積極的に行い、市民の理解と協力が得られるよう各種施策を進める。
- ⑥ 市が保有し、委託業者へ貸与している除雪車輛の増車を図り、車輛リース費や維持管理費による委託業者の負担を軽減し、確実に効率的な除排雪

体制が確保できるよう進める。

- ⑦ 豪雪のみならず、冬期に発生した地震等の災害にも対応できるよう、広義な防災計画の作成を進める。

【市民との協働】

- ① 市民の生活様式の多様化により、行政に対する要望や苦情が増加しており、行政が行うサービスだけではきめ細やかな対応が難しくなっていることから、行政と地域住民や町内会及びボランティア団体との間で役割を分担し、各地域の特性も配慮しながら、市民と行政との協働による除排雪体制を構築する。
- ② 地域のコミュニティ形成にも寄与するよう、町内会への小型除雪機械の貸出し事業や、各地域等で排雪を行うため必要とされるダンプトラックの貸出し事業等、市民との連携を図る各種施策を充実させるよう進める。
- ③ 生活道路においては、町内会や事業所等への凍結防止剤配布により、散布協力体制を維持し、地域交通の安全が確保されるよう進める。

3. 安心とやさしさに配慮した冬期対策の推進

- ① 自力での除排雪作業が困難な世帯に対して、間口除雪等の作業支援を行うため、除排雪ボランティアの仕組みづくりを促すとともに、活動しやすい環境づくりとその支援について進める。
- ② 除排雪車輛の作業経路を効率化し、排気ガス排出量の抑制が図られるように努める。
- ③ 凍結防止剤については、効果の持続時間が長い凍結防止剤を利用することで散布回数を減らす工夫をするなど、出来る限り道路や構造物等へ影響を与えないよう、自然環境に配慮した材料の使用に努める。

盛岡市除雪基本計画

1. 目的

この計画は『盛岡市除排雪基本方針』の理念に基づき、当市における冬期間の道路交通を確保するため、除雪活動を迅速かつ適切に実施し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

2. 計画の対象とする道路及び管轄区分

- (1) 一般国道 原則として、直轄指定区間については国土交通省で行うものとし、県管理区間については県が行うものとする。
- (2) 県道 原則として、県が行うものとする。
- (3) 市道 原則として、盛岡市建設部及び玉山総合事務所が行うものとする。
- (4) 農道 原則として、盛岡市農林部及び玉山総合事務所が行うものとする。
- (5) 林道 原則として、盛岡市農林部及び玉山総合事務所が行うものとする。

3. 除雪の対策区分

- (1) 一般国道 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所の道路災害対策要領による。
- (2) 県道 岩手県県土整備部冬期道路交通確保（除雪）実施要領による。
- (3) 市道 盛岡市道除雪計画（玉山区を除く）及び、同実施要領による。
- (4) 農道 盛岡市農道除雪計画（玉山区を除く）による。
- (5) 林道 盛岡市林道除雪計画（玉山区を除く）による。
- (6) 玉山区内 盛岡市玉山区除雪計画（玉山区内の市道、農道及び林道）による。

4. 盛岡市除雪連絡会議

(1) 盛岡市除雪連絡会議

除雪活動を円滑に実施するため、関係機関及び市民諸団体から成る盛岡市除雪連絡会議を設置する。

なお、構成は次表のとおりとし、会長は盛岡市長とする。

(2) 分科会議

除雪連絡会議には除雪対策実施機関からなる分科会議を置き、議長は盛岡市建設部長とする。

(3) 事務局

除雪連絡会議の事務局は、盛岡市建設部に置く。

盛岡市除雪連絡会議名簿

○ 国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所盛岡出張所	岩手県交通株式会社
○ 国土交通省東北地方整備局 岩手河 川国道事務所盛岡国道維持出張所	岩手県北自動車株式会社
○ 国土交通省東北地方整備局 岩手河 川国道事務所盛岡西国道維持出張所	岩手県タクシー協会盛岡支部
○岩手県盛岡地方振興局土木部	盛岡市建設業協同組合
○岩手県盛岡東警察署	盛岡市商店街連合会
○岩手県盛岡西警察署	盛岡市交通指導隊
○岩手県紫波警察署	盛岡市消防団
盛岡地方气象台	盛岡中央消防署
盛岡市町内会連合会	盛岡西消防署
玉山区自治会連絡協議会	盛岡南消防署
盛岡市PTA連合会	盛岡市議会
盛岡商工会議所	盛岡市長
玉山商工会	盛岡市教育委員会
盛岡東地区防犯協会連合会	盛岡市財政部
盛岡西地区防犯協会連合会	盛岡市市民部
都南地区防犯協会連合会	盛岡市下水道部
玉山区交通安全防犯協会連合会	○玉山総合事務所
東日本旅客鉄道株式会社 盛岡保線 技術センター	○盛岡市農林部
IGR いわて銀河鉄道株式会社	○盛岡市建設部

○印は分科会議構成員

平成 19 年度

盛岡市道除雪計画

盛岡市農道除雪計画

盛岡市林道除雪計画

盛岡市玉山区除雪計画

平成 19 年度 盛岡市道除雪計画（玉山区を除く）

1. 目的

この計画は、冬期間における盛岡市道（玉山区を除く）の除雪活動を迅速かつ適切に実施し、円滑な道路交通を確保し、市民生活を守ることを目的とする。

2. 除雪対策本部の設置

除雪活動を迅速かつ円滑に実施するため、除雪対策本部を設置する。
なお、除雪対策本部の組織体制は、別図－1 のとおりとする。

3. 除雪作業内容

(1) 指定路線の除雪

市が除雪しようとする路線（以下、「除雪指定路線」という。）は、市民生活の基盤路線である定期運行バス路線、スクールバス路線、患者輸送バス路線、その他主要幹線市道及びこれらを連絡する地区幹線的路線とし、あらかじめ市が指定するものとする。

(2) 指定外路線の除雪

指定していない路線の除雪については、地域住民、町内会、事業所等が中心となり実施するものとし、市は必要に応じて除雪機械器具等を貸与するものとする。また、通行が著しく困難となったときは、市がパトロールを実施し、除雪や凍結防止剤散布等状況に応じ対応するものとする。

(3) 除雪出動基準

除雪指定路線の除雪は、次に該当する場合に実施する。

- ①降雪量が概ね 10cm を超えたとき。
- ②降雪量が概ね 5cm を超え、さらに降雪が予想されるとき。
- ③強風等により、路面に吹き溜まりが発生したとき。
- ④わだち等路面状況が著しく悪化したとき。または、気温の上昇に伴う融雪により路面状況が著しく悪化したとき。

4. 排雪作業内容

(1) 指定路線の排雪

市が排雪しようとする路線（以下、「排雪指定路線」という。）は、市民生活の基盤路線である除雪指定路線のうち、主要幹線市道とし、あらかじめ市が指定するものとする。

(2) 指定外路線の排雪

排雪指定路線以外の路線の排雪については、地域住民、町内会、事業所等が中心となり実施するものとし、市は必要に応じて排雪用ダンプトラック等を貸与するものとする。また、堆雪量が膨大で除雪作業だけで

は通行が確保できない場合は、市がパトロールを実施し、対応するものとする。

(3) 排雪実施基準

市道の排雪は、次に該当する場合に実施する。

- ①排雪指定路線において、路側の堆雪高さが1.5mを越え、かつ片側の車道幅員が2mを確保できなくなったとき。
- ②排雪指定路線以外の幹線道路において、車道及び歩道の幅員確保が困難となり、著しく通行に支障があるとき、またはそのおそれがあるとき。
- ③主要な交差点において堆雪が著しく、通行に支障があるとき。
- ④路面状況が著しく悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは通行が確保できないと判断したとき。

5. 凍結防止剤の散布

凍結防止剤散布車により、バス路線等の主要な交差点や急坂部等に凍結防止剤を散布する。また、その他の市道については地域住民や町内会、事業所等の散布協力を得て、凍結路面の解消に努める。

6. 雪捨場の指定

除雪活動を円滑に実施するため、市内主要箇所には雪捨場を指定する。

7. パトロールの実施

積雪や除雪の状況を把握するため、計画的にパトロールを実施する。

8. 情報収集・管理

(1) 気象情報収集

適切な除雪活動を行うため、盛岡地方気象台の協力を得て全般的な気象情報の収集を行うとともに、気象情報システムを利用して各地区別の情報の収集を行うものとする。

(2) 路面情報収集

盛岡地区広域行政事務組合等により、路面状況について情報提供を受けるとともに、路面監視システムを利用して状況の確認に努めるものとする。

(3) 市民情報（要望等）収集

市民からの要望等に基づく情報を適切に収集したうえで、積雪等の路面情報として管理し、除雪指示やパトロールの情報として活用するものとする。

9. 情報発信

市民協働の除雪を推進するため、降雪量や雪捨場の状況に加え、貸し出しダンプの利用状況等についても、ホームページ（ウェブもりおか）等を

利用し、最新情報の迅速な発信に努める。

10. 豪雪対策

降雪量が概ね 40cm を超え、市民生活に多大な影響を及ぼしているか、または及ぼすおそれがあるときは、盛岡市豪雪対策本部を設置し、その対策にあたる。

なお、除雪対策本部の組織体制は、別図－2のとおりとする。

(1) 苦情等の受付体制の強化

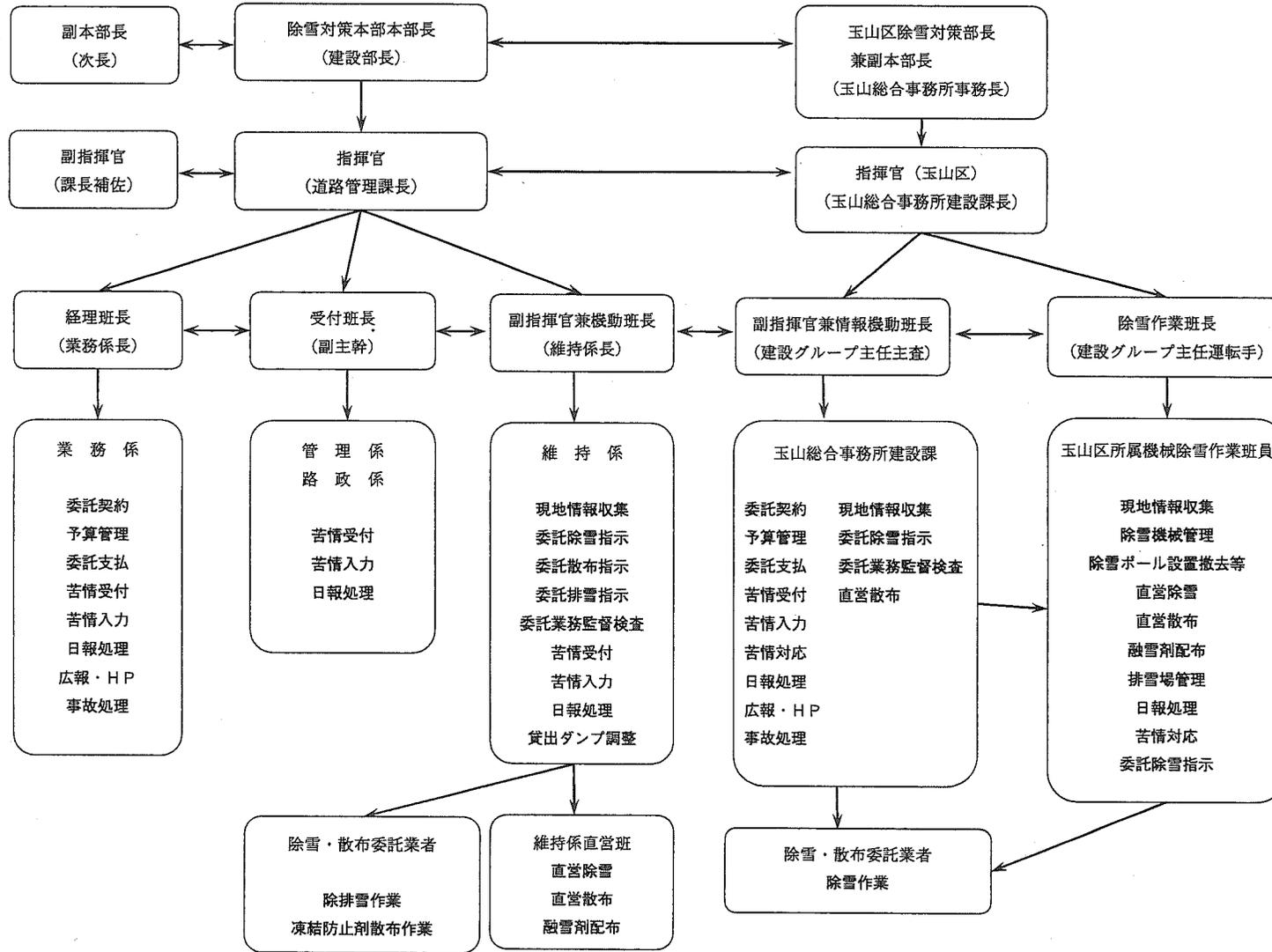
苦情等の収集を円滑に行うため、建設部内で電話の調整、若しくは道路管理課内への電話の増設を行うとともに、建設部内の各課より受付対応職員の応援を受ける。

(2) 現地確認体制の強化

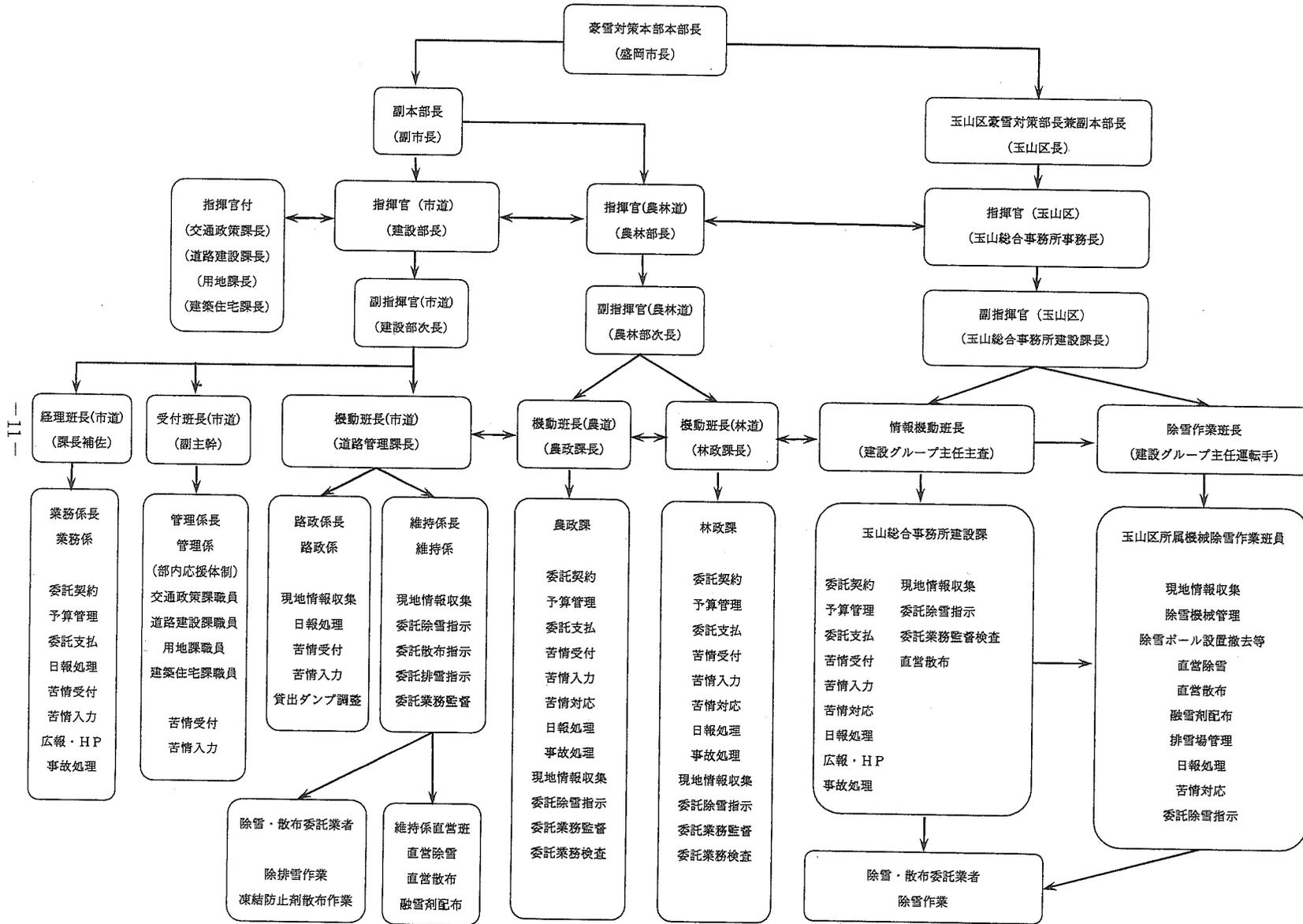
降雪及び積雪の情報を収集するため、市内をブロック分けしたうえで、常時のパトロール体制を敷き、道路状況の確認、苦情への対応、除雪業者への指導にあたる。その際に不足する公用車については、建設部内の各課、及び全庁的な応援を要請し対応する。

除雪対策本部組織体制

図-1



豪雪対策本部組織体制



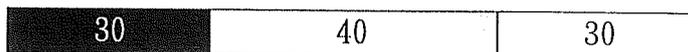
平成 19 年度 盛岡市道（玉山区を除く）除雪計画実施要領

1. 今冬寒候期の気象の概況について

(1) 冬期間（12月～2月）の気温の各階級の確率（％）

[気 温]

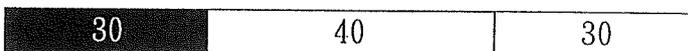
東北地方



少ない 平年並み 多い

[降水量]

東北地方



少ない 平年並み 多い

予想される平均気温は、東北地方で平年並みが 40％、高いが 30％です。また、降水量は東北地方で平年並みが 40％、多いが 30％です。

(2) 予想される冬の（12～2月）の天候

東北日本海側では平年と同様に曇りや雪または雨の日が多く、東北太平洋側では平年と同様に晴れの日が多いでしょう。

（仙台管区気象台 9 月 25 日発表「東北地方寒候期予報」より）

2. 除雪対策本部の設置について

平成 19 年度の除雪対策本部の設置期間は、平成 19 年 12 月 1 日から同 20 年 3 月 31 日までとする。

3. 除雪路線計画について

平成 19 年度における指定路線は、別添路線調書及び除雪計画図のとおりとし、除雪は次の区分により実施する。

(1) 指定路線区分

・第 1 種指定路線

主要幹線道路の中で主としてバス運行路線とし、午前 6 時完了を目標に除雪を行う。

・第 2 種指定路線

主要幹線道路とし、午前 7 時完了を目標に除雪を行う。

・第3種指定路線

地区幹線道路とし、第1種指定路線及び第2種指定路線の除雪完了後順次速やかに除雪を行う。

・歩道指定路線

通勤、通学を考慮し、午前7時完了を目標に除雪を行う。

(2) 車道除雪計画

【車道除雪延長】

単位：km

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	増減
除雪延長	994.7	1,042.2	1,063.5	+21.3

【内 訳】

単位：km

地区	路線数	第一種	第二種		第三種		合計
		グレーダ	グレーダ	ブル・ショベル	グレーダ	ブル・ショベル	
A	352	46.33	52.18	14.13	105.19	40.22	258.05
	360	45.43	52.12	14.13	107.46	41.43	260.57
B	174	14.37	44.72	10.52	28.26	16.25	114.12
	179	14.37	44.79	10.45	30.16	17.12	116.89
C	255	13.25	59.90	32.41	61.08	31.58	198.22
	267	13.32	59.73	32.54	68.54	34.13	208.26
D	289	21.37	48.49	17.47	45.85	33.86	167.04
	296	21.37	49.46	16.78	47.58	36.40	171.59
E	304	25.57	65.87	42.30	21.07	149.94	304.75
	307	25.57	65.87	42.30	20.90	151.56	306.20
小計	↓	↓	271.16	116.83	261.45	271.85	↓
			271.97	116.20	274.64	280.64	
合計	1374	120.89	387.99		533.30		1042.18
	1409	120.06	388.17		555.28		1063.51

※ 上段：平成18年度計画，下段：平成19年度計画

※ A～Eは市道認定の地域区分

(3) 歩道除雪計画

バス路線，通学路，公共施設周辺道路及び，集客施設周辺道路の歩道について，ロータリ除雪車等の機械作業を基本として除雪を行う。なお，除雪機械の入る事が出来ない狭小な歩道については，人力作業により除雪を行う。

【歩道除雪延長】

単位：km

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	増減
施工延長	249.6	256.7	260.4	+3.7

4. 除雪実施方法等について

(1) 除雪ブロック編成

除雪指定路線に委託会社を配置し、各委託会社が路面状況及び気象状況を把握し、適切かつ迅速な除雪を実施する。

なお、市域をブロック分割し、市担当職員がブロック内の除雪状況の確認に努める。

(2) 使用機械

平成 19 年度の除雪業務に使用する除雪機械等は、次のとおりとする。

・市有車輛 (117 台)

- 除雪グレーダ (4.0m 級) 2 台
- 除雪グレーダ (3.7m 級) 5 台
- 除雪ドーザ 4 台
- 小型ロータリ除雪車 8 台
- 小型除雪機 (ハンドガイド) 3 台
- ダンプトラック (2t) 1 台
- 凍結防止剤散布車 (湿式) 2 台
- 町内会貸出用小型除雪機 (ハンドガイド) 92 台

・委託車両 (509 台：H18 実績)

- モーターグレーダ (3.1m 級) 24 台
- モーターグレーダ (3.7m 級) 8 台
- モーターグレーダ (4.0m 級) 5 台
- ブルドーザ (3～15t) 43 台
- トラクターショベル (0.25～3.2 m³) 118 台
- スノーローダ 1 台
- バックホウ (0.25～3.2 m³) 13 台
- ダンプトラック (2t) 63 台
- ダンプトラック (4t) 66 台
- ダンプトラック (10t) 94 台
- ジープ 2 台
- ロータリ除雪車 10 台
- 小型ロータリ除雪機 (ハンドガイド) 50 台
- 凍結防止剤散布車 (湿式, 乾式, 溶液式) 12 台

(3) 除雪要領

①新雪除雪（車道除雪）

- ・ 盛岡市道除雪計画の出動基準に達した時には、市の指定する除雪指定路線について各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。
- ・ 作業は事前に報告した除雪車両を使用し、降雪を路肩又は路外に排除するものであるが、特に初期降雪の際には次期降雪に備え、車道幅員を広く取るように作業する。

②吹溜りの処理（車道除雪）

- ・ 市の除雪指定路線内において、通行に支障となる吹き溜まりが発見された場合は、各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。
- ・ 吹溜りの原因は、周辺の環境によるものが大きいと推測されるが、新雪除雪により路肩に除去された雪堤が原因となる事があるので、多発地帯においては必要に応じて降雪を路外に除去する等の対策をする。

③路面整正除雪（車道除雪）

- ・ 通行車両の荷重やタイヤ熱等により、路面の凹凸やわだち掘れが進行した路線について、市の指示により出動する。
- ・ 作業は基本的には対象路線の担当業者が実施する事とするが、市が担当業者の所有する機械では効果的な作業ができないと判断した場合等には、効果的な作業が可能な車両を有する他の委託業者に指示する場合もある。
- ・ 幹線道路の路面整正除雪は 3.7m級以上の除雪グレーダを基本とし、路面の平坦性を確保するとともに、気温上昇に伴う圧雪軟化が生じないようにする。

④拡幅除雪（車道除雪）

- ・ 沿道に民家が連なる事が無い路線で、路肩の雪堤の高さが 1.5m を越えた場合等に次期降雪に備えて、市の指示により出動する。
- ・ 作業は大型のロータリ除雪車（250PS 級）を基本とする。

⑤歩道除雪

- ・ 新たな積雪量が概ね 10cm となったときに、市の指定する除雪指定路線について各除雪担当業者の自主判断及び、市の指示により出動する。
- ・ 指定路線は、通学路、通勤路等の歩行者交通量の多い路線であることから、除雪作業は午前7時完了を目標とする。
- ・ 作業は機械作業を基本とし、除雪機械の入る事が出来ない狭小な歩道のみ人力作業で実施する。

⑥排雪（運搬除雪）

- ・ 排雪指定路線は別添排雪指定路線図のとおりとし、路肩の雪堤の高さが 1.5m を越え、かつ片側の車道幅員が 2 m を確保出来なく

なったときに排雪担当業者の自主判断および市の指示により出動する。

- ・ 排雪指定路線以外のバス路線等の幹線道路の排雪については、車道幅員の確保が困難となり、著しく通行に支障があるとき、またはそのおそれがあるときに市の指示により出動する。
- ・ 幹線道路の排雪（運搬除雪）は、路面整正用の除雪車（3.1m級以上の除雪グレーダ又は、11t 級以上の除雪ドーザ）1台、積込用の除雪車（130PS 以上のロータリ除雪車）1台、残雪処理用の除雪車（トラクターショベル等）1台、運搬車両（ダンプトラック 10～11t 級）5～8台、補助員（普通作業員）3人以内の組み合わせを基本とする（運搬車両の現場と雪捨場との往復時間を60分とした場合）。なお、作業促進の為であってもこれ以上の機械、人員の使用は認めないものとし、使用した場合においても委託料の支払いの対象としないものとする。
- ・ 大型の路面整正用の除雪車（グレーダ等）が使用できない補助幹線道路等は、基本的に排雪（運搬除雪）の対象としないが、市が必要と認めた場合はその対象とする。作業は路面整正用の除雪車（除雪ドーザ 5～7t 級）1台、積込・残雪処理用の除雪車（トラクターショベル 0.34～0.6m³ 級又は、80PS 級以上のロータリ除雪車）1台、運搬車両（ダンプトラック 4t 級）4～7台、補助員（除雪人夫）3人以内の組み合わせを基本とする（運搬車両の現場と雪捨場との往復時間を60分とした場合）。なお、このような補助幹線道路等の路面整正は5～7t 級の除雪ドーザで作業が出来る程度とし、作業後の道路面は、一般の車両通行に支障が無い程度（圧雪深が10cm 以下）を目標とする。

（4）融雪施設

歩車道、跨線橋及び地下道等の機能を確保するため、ロードヒーティング及び無散水消雪施設等の各融雪施設の整備をおこなうとともに、保守点検等を行い適正な維持管理に努める。

（5）凍結防止剤の散布

①散布箇所及び散布方法

路面の凍結防止及び雪氷融解を促進して、スリップ事故の防止、圧雪除去作業及び路面整正作業を容易にするため、市道のバス路線と国県道との交差点、市道のバス路線と市道のバス路線との交差点、市道のバス路線と第2種指定路線との交差点及び主要な急坂部等について、路面状況を勘案しながら凍結防止剤散布車により凍結防止剤の散布を行う。

また、その他の市道の坂道・交差点等については、凍結防止剤を入れたドラム缶等を市内各所に配置するとともに、町内会及び公共機関等にも凍結防止剤を配布して市民等の散布協力を得ながら交通の安全確保に努める。

【市民等の協力による散布依頼箇所数】

単位：箇所

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	増減
ドラム缶設置 箇所	57	57	56	-1
町内会等散布 依頼箇所	515	520	521	+1

②散布薬剤

平成 18 年度の使用実績等により、今年度使用する薬剤は、平坦部には、酢酸ナトリウム系の液剤と塩化物系の粒剤。急坂部には、全域に塩化物系の粒剤。緊急用には、塩化カルシウムの粒剤とする。

なお、試験散布においては、メーカーが散布会社に委託する形で、次のとおり試験等を実施する。

- ・今年度使用する薬剤については、メーカー等の意見を徴収しながら、必要に応じて効果を上げるための改良試験を行う。
- ・新薬剤については、その薬剤を使用した場合に費用対効果が高まる可能性のあるものについて、効果の検証を行うため、既使用薬剤との比較試験等を行い採用の検討を行う。

(6) 雪捨て場

指定雪捨て場は次の 9 箇所とし、委託により維持管理を行う。

雪捨て場	使用区分	管理委託会社
玉山区字上田旧道路敷	市民、委託会社	(有)松園工業
雫石川舟場橋下流右岸	市民、委託会社	(株)熊谷砂利店
中津川下ノ橋下流右岸	市民	東亜道路工業(株)
北上川南大橋下流左岸	市民、委託会社	岩手建工(株)
北上川都南大橋下流左岸	市民、委託会社	(有)万平組
北上川都南中央橋下流右岸	市民、委託会社	(有)石名坂
湯沢団地	市民、委託会社	盛舗建設(有)
御所湖下流右岸	市民、委託会社	高清建設(株)
盛岡南公園	市民、委託会社	日本道路(株)

(7) 水切り

交差点や路側等において、特に春先の融雪時の水たまり等により歩行者や自転車の通行に支障を来す場合、下水道部施設管理課の協力を得て水切りを行う。

5. 隣接町村との調整について

滝沢村道、矢巾町道と接続する市道において、委託業者の作業区間の調整をする等相互の効率化を図る。委託業者や除雪体制の違いにより調整を図れない路線についても、パトロールを実施し行政区域界で除雪の差が出ないように努めるものとする。なお、除雪実施期間中においても必要に応じて随時調整を図るものとする。

6. 市民との協働除雪について

市民との協働による除排雪を推進するため、市民に対して速やかな情報の提供に努めるとともに、市民が除排雪に協力できるような環境づくりに努める。

- (1) 町内会へ小型除雪機械の貸し出しを行う。(91台)
- (2) 町内会及び商店街等が道路の排雪を実施できるよう、無料で運転手付きダンプトラック及び、作業用器具(スコップ、つるはし等)の貸し出しを行う。
- (3) 広報もりおか(12/1号)、ラジオ番組(ラジオ盛岡)及び市のホームページを利用したPR活動を実施する。
- (4) 身近な雪の集積場として、地域の公園や市有地を提供する。(30箇所)

桜台しらかば公園	柿の木平グラウンド
桜台うんどう公園	つつじが丘児童公園
こまどり児童公園	山岸老人憩いの家隣接地
やまぼと児童公園	こんぴら児童公園
つぐみ児童公園	見石児童公園
小鳩公園	門北児童公園
黒石野児童公園	門中央児童公園
黒石野二丁目児童公園	門田茂木児童公園
黒石野パークタウン児童公園	太田松原児童公園
緑が丘四丁目児童公園	林古児童公園
西青山児童公園	本宮児童公園
西青山飛田児童公園	泉屋敷児童公園
諸葛川河川公園	塚堰児童公園
大館児童公園	上畑児童公園
更ノ沢児童公園	高屋敷児童公園

7. 除排雪指定路線について

- (1) 路線調書(別表)
- (2) 除雪計画図(別添)
- (3) 排雪計画図(別添)

平成 19 年度盛岡市農道除雪計画

1. 目的

盛岡市除雪計画に基づいて、盛岡市が管理する農道（玉山区を除く）のうち、生活基盤となる路線を対象とし、関係機関、地域住民の協力を得ながら実施するものとする。

2. 指定路線の除雪

市が除雪しようとする路線は、別表のとおりとする。

3. 除雪の期間

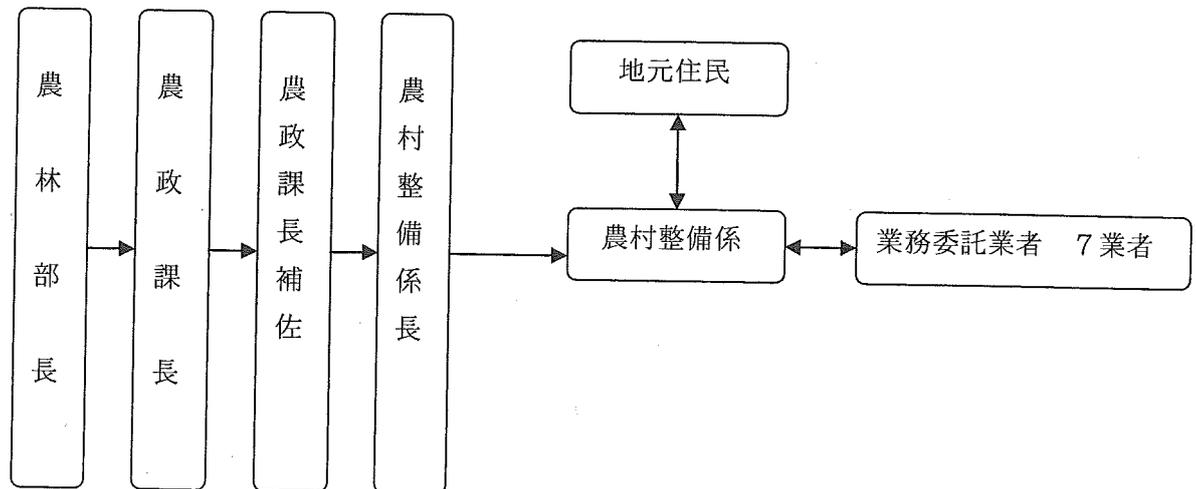
除雪の期間は、平成 19 年 12 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

4. 除雪出動基準

- (1) 降雪量がおおむね 10 センチメートルになったとき。
- (2) 風雪等により、吹き溜まり・雪崩れ等が発生したとき。
- (3) 気象の変化により「わだち」が発生する恐れのあるとき。
- (4) その他、前各号に準ずるとき。

5. 除雪の組織体制

- (1) 除雪の平常時における体制は下表のとおりとする。



- (2) 豪雪等の場合で、盛岡市豪雪対策本部が設置されたときは、5の(1)の体制は、自動的にこの対策本部に吸収統合されるものとする。

6. 情報収集

- (1) 適切な除雪活動を行なうため、路面監視システムによる情報や気象情報の収集を行う。
- (2) 除雪出動の判断に資するため、地域住民及び除雪業務委託業者と連絡を密にし、路面状況及び積雪状況などの状況提供を受ける。

7. パトロールの実施

積雪及び除雪の状況及び除雪後の路面状況を把握するため、パトロールを実施する。

8. 排雪路線について

除雪による路肩部への滞雪のため、車道や待避所の幅員確保が著しくなった路線は、当該路線沿いの残土処分地など交通の支障にならない場所に排雪するものとする。

また、除雪による融雪水などにより、凍結の危険が生じないように必要に応じて水切を行うものとする。

9. 凍結防止剤の散布について

急勾配区間や急カーブ区間、その他交通安全確保のために必要な箇所には業務委託業者や地域住民等の協力をいただき、凍結路面の解消及びスリップ事故の防止のため、凍結防止剤を散布するものとする。

平成19年度農道除雪計画概要

1 除雪計画延長

		平成18年度	平成19年度	増減
農道	路線数	9路線	9路線	±0路線
	路線延長	10,177m	10,177m	±0m

2 業務委託業者

	平成18年度	平成19年度	増減
業務委託業者	7業者	7業者	±0

平成 19 年度盛岡市林道除雪計画

1 目的

盛岡市除雪計画に基づいて、盛岡市が管理する林道（玉山区を除く）のうち、生活基盤となる路線を対象とし、関係機関、地域住民の協力を得ながら実施するものとする。

2 指定路線の除雪

市が除雪しようとする林道除雪路線は、別表のとおりとする。

3 除雪の期間

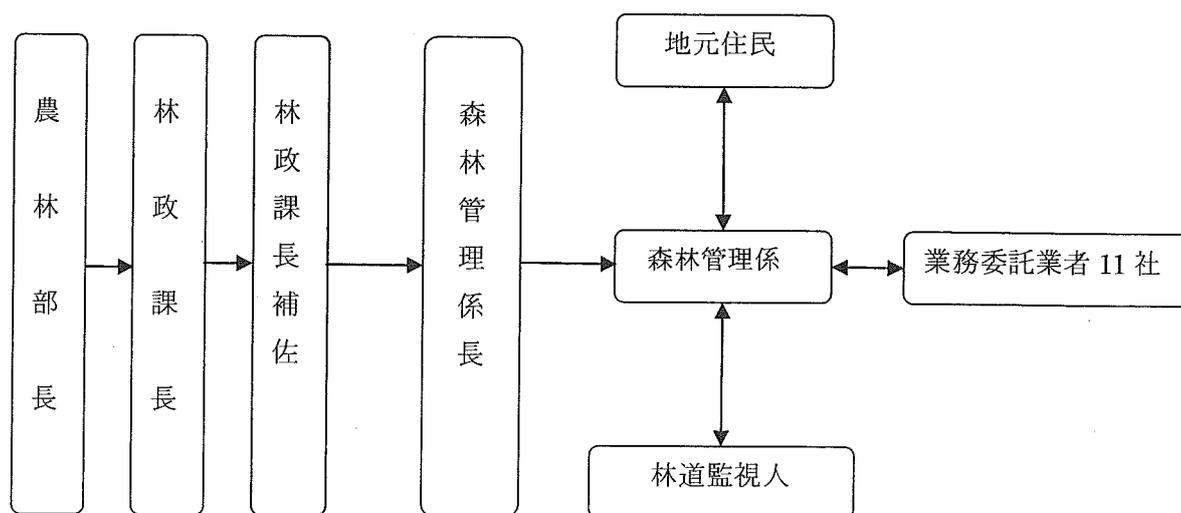
除雪の期間は、平成 19 年 12 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

4 除雪出動基準

- (1) 降雪量がおおむね 10 センチメートルになったとき。
- (2) 風雪等により、「吹き溜まり」または「雪崩れ」等が発生したとき。
- (3) 気象の変化により「わだち」が発生する恐れのあるとき。
- (4) その他、前各号に準ずるとき。

5 除雪の組織体制

(1) 除雪の平常時における体制は下表のとおりとする。



(2) 豪雪等の場合で、盛岡市豪雪対策本部が設置されたときは、5の(1)の体制は、自動的にこの対策本部に吸収統合されるものとする。

6 情報収集

- (1) 適切な除雪活動を行なうため、気象情報の収集を行う。
- (2) 除雪出動の判断に資するため、林道監視人、地域住民及び除雪業務委託業者と連絡を密にし、路面状況及び積雪状況などの情報提供を受ける。

7 パトロールの実施

積雪及び除雪の状況及び除雪後の路面状況を把握するため、パトロールを実施する。

8 排雪路線について

除雪による路肩部への滞雪のため、車道や待避所の幅員確保が著しく困難になった路線は、当該路線沿いの残土処分地など交通の支障にならない場所に排雪するものとする。

また、除雪による融雪水などにより、凍結の危険が生じないよう必要に応じて水切りを行うものとする。

9 凍結防止剤の散布について

急勾配区間、急カーブ区間及びその他交通安全確保のために必要な箇所には業務委託業者や地域住民等の協力をいただき、凍結路面の解消及びスリップ事故の防止のため、凍結防止剤を散布するものとする。

平成19年度林道除雪計画概要

1 除雪計画延長

		平成18年度	平成19年度	増 減
林 道	路線数	20路線	20路線	±0路線
	路線延長	62,304m	62,304m	±0m
計	路線数	20路線	20路線	±0路線
	路線延長	62,304m	62,304m	±0m

2 業務委託業者

	平成18年度	平成19年度	増 減
業務委託業者	11業者	11業者	±0業者

平成19年度 盛岡市玉山区除雪計画

1. 目的

この計画は、冬期間における盛岡市玉山区の除雪活動を迅速かつ適切に実施し、円滑な道路交通を確保し、もって地域における産業の振興と市民生活の安定を図ることを目的とする。

2. 基本方針

玉山区の除雪計画は、「盛岡市除排雪基本方針」に基づき、「安全で快適なネットワーク」・「連携と市民協働による除排雪体制の構築」・「安心とやさしさに配慮した冬期対策の推進」など、市民協働のもと、地区ブロックごとに配備された除雪機械により実施する。

特に、緊急医療や公共交通の確実性や信頼性を確保するために、主要な幹線道路の除排雪に努める。また、市道以外の農道・林道等生活道路や歩道部位においても、状況に応じた除雪作業を進め、効率的かつ、的確な除雪に努める。

3. 除雪の機構

(1) 除雪対策本部

除雪活動を迅速かつ円滑に実施するため、除雪対策本部を設置する。

なお、除雪対策本部の組織体制で、玉山区は、玉山総合事務所建設課におき、別添「除雪対策本部組織体制・図-1」のとおりとし、玉山区除雪対策部長（玉山総合事務所事務長）のもとに適切な道路除雪に努める。

(2) 豪雪対策本部

降雪量が概ね40cmを超え、市民生活に多大な影響を及ぼしているか、または及ぼすおそれがあるときは、別添のとおり「豪雪対策本部組織体制・図-2」を設置し、その対策にあたる。

4. 除雪実施計画

(1) 除雪体制

玉山区の除雪体制は、玉山区内を13地区のブロック別に、5地区を市保有（玉山区所管）機械で、8地区を委託機械により実施する。

(2) 除雪計画路線と出動基準

- ① 除雪計画路線は、交通量を基準とし、路線の性格を勘案して、次表の順位を基本目標とする。

除雪順位	路線区分
1	バス路線及び市道1・2級
2	集落間連絡道路
3	通学路及び産業用道路(農道等)
4	市道以外の生活道路

② 出動基準は次のとおりとする。

- 1) 降雪量が概ね10cmを超えたとき。
- 2) 降雪量が概ね5cmを超え、さらに降雪が予想される時。
- 3) 強風等により、路面に吹き溜まりが発生したとき。
- 4) わだち等路面状況が著しく悪化したとき。または、気温の上昇に伴う融雪により路面状況が著しく悪化したとき

※(1)については委託業者の自主判断、(2)～(3)については市の指示による。

③ 作業内容による出動基準は次表のとおりとする。

作業内容	出 動 基 準
新雪除雪	路面の新降雪深が、基準を超え、気象情報等から、さらに降雪が予想される時。
路面整正	圧雪路面において、交通量の増大及び気温の変化等により、雪質が軟弱化し、穴、不陸や、厚く氷状路面等が著しくなったとき。
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪(雪堤)が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難となったり、吹雪など風雪によって狭くなるなど、交通障害を引き起こすと判断されたとき。

(3) 歩道除雪基準

スクールゾーン内通学路を対象とし、降雪状況を確認しながら、天候がほぼ安定状況時に実施する。

(4) 路面凍結防止剤散布

低温にて路面凍結が予測される場合に交通安全の確保を図るため、凍結防止剤を散布する。

原則として、交差点・踏切・橋梁・坂道・カーブ等で指定の個所に散布する。また、橋梁・坂道等の必要箇所には、散布の他に凍結防止剤を現地に常備して、緊急にそなえる。

(5) 雪捨て場の確保

玉山区の雪捨て場所は、総合運動公園脇、北上川河川敷きに確保する。

但し、雪捨て場は、トラック等の車による排雪場とし、小規模の排雪については、自治会の区域にある空き地等を利用するなど、自治会への対応を求める。

(6) 除雪機械の配置計画

対象地区（ブロック）数	市保有機械対象	委託対象
	5地区	8地区
機械の種類	市保有機械	委託台数
ローダ	4台	12台
グレーダ	1台	5台
除雪ダンプ	1台	
歩道用ロータリ除雪機	1台	
2tダンプ積載式散布車	1台	
ドーザ		1台
ロータリ除雪機		
計	8台	18台

(7) 関係機関等への協力要請等

(ア) 路上放置車輛，路上駐車等の取締り及び除雪機械の運行に際し，必要がある場合は警察署に交通整理の協力を求めること。

(イ) 路肩にある消防施設（消火栓等）に標識設置について消防署に協力を求める。

(ウ) 自治会に対して，降雪が続き屋根の雪下ろし作業が必要になったときは，雪下ろし作業を一斉に行うよう要請し，雪下ろし完了後に除雪を行う。

但し，除雪完了後に屋根の雪下ろしをしたため交通に支障をきたした場合は，原因者が後始末をするよう要請する。

(8) 住民協力を得るための広報活動の実施

チラシの配布，広報紙を通じて，市民に対し降雪前期の除雪に対する下記注意事項等を広く啓発する。

- ①路上駐車禁止
- ②自宅出入口は自分で除雪
- ③車道への雪の投げ捨て禁止
- ④除雪作業の支障となるものの撤去
- ⑤屋根雪等の道路上に投雪したときの後始末

(9) 情報収集体制

①道路パトロールを随時実施し，定点観測による積雪状況，路面の状況等を把握する。

②除雪オペレータと車載無線を通じて，除雪の進捗状況等の把握に努める。

さらに，自治会等に協力を要請し，除雪路線の状況等について情報提供を求める。

5、除雪計画路線調書

(1) 総括表 (玉山区内)

単位:m

道路種別	区分	除雪計画延長		増減
		平成18年度	平成19年度	
市道	1級	57,286.8	57,286.8	0.0
	2級	45,939.4	46,017.4	78.0
	その他	180,353.4	183,232.0	2,878.6
農道		7,221.0	7,221.0	0.0
林道		1,947.7	1,947.7	0.0
生活路線		37,912.0	37,912.0	0.0
計		330,660.3	333,616.9	2,956.6
歩道		11,637.0	12,435.0	798.0

(2) 凍結防止剤散布箇所設置等所

①設置箇所

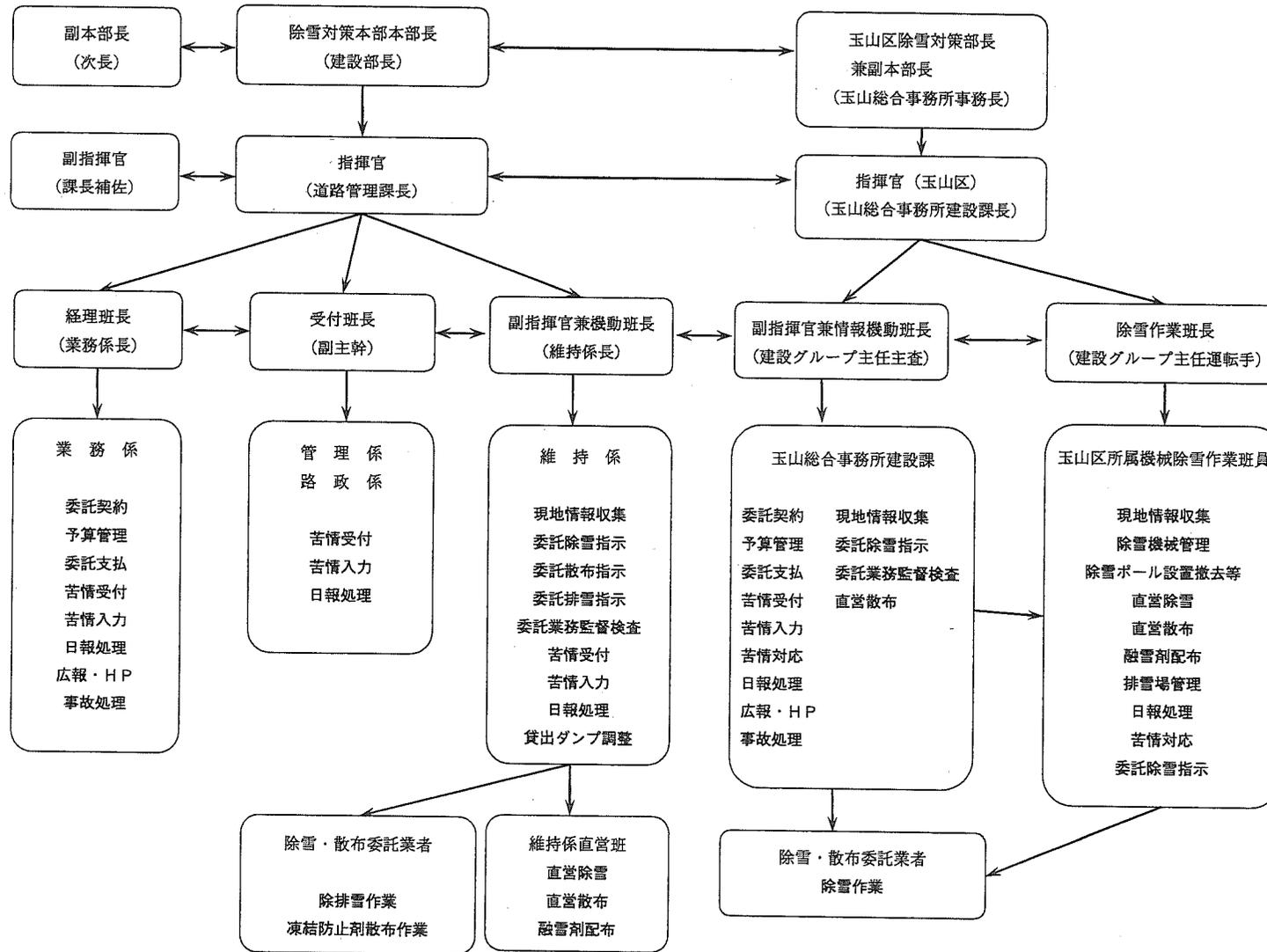
名称	箇所数
凍結防止剤収納ボックス設置箇所	37
村民等の協力による散布依頼箇所	15

②凍結防止剤散布市民協力箇所

路線名	散布場所概要	協力者
百目木永井沢線	永井踏切	市民
好摩永井線・百目木永井沢線	永井公民館三叉路交差点	市民
状小屋線	指導分岐から柘沢橋線方向4号まで	市民
好摩生出線	たけや商店前十字路交差点	交通指導員
好摩生出線	県道西根好摩線交差点付近	交通指導員
好摩駅前北線	県道西根好摩線交差点付近	交通指導員
渋民鶴飼枝(旧沢目)線	4号接続付近	市民
下田生出線	下田地内喜雲寺付近坂	市民
山田線	柴沢山田線との十字交差点付近	市民
舟田一本木線	踏切から4号方向坂	市民
舟田一本木線	柴沢下田線との十字交差点付近	市民
玉山中学校線	玉山中学校へのアクセス道路	玉山中学校
山谷川目中日戸線	坂や日陰等	市民
山谷川目線	坂や日陰等	市民
工業団地内市道	団地内市道の交差点や坂,日陰等	工業団地組合

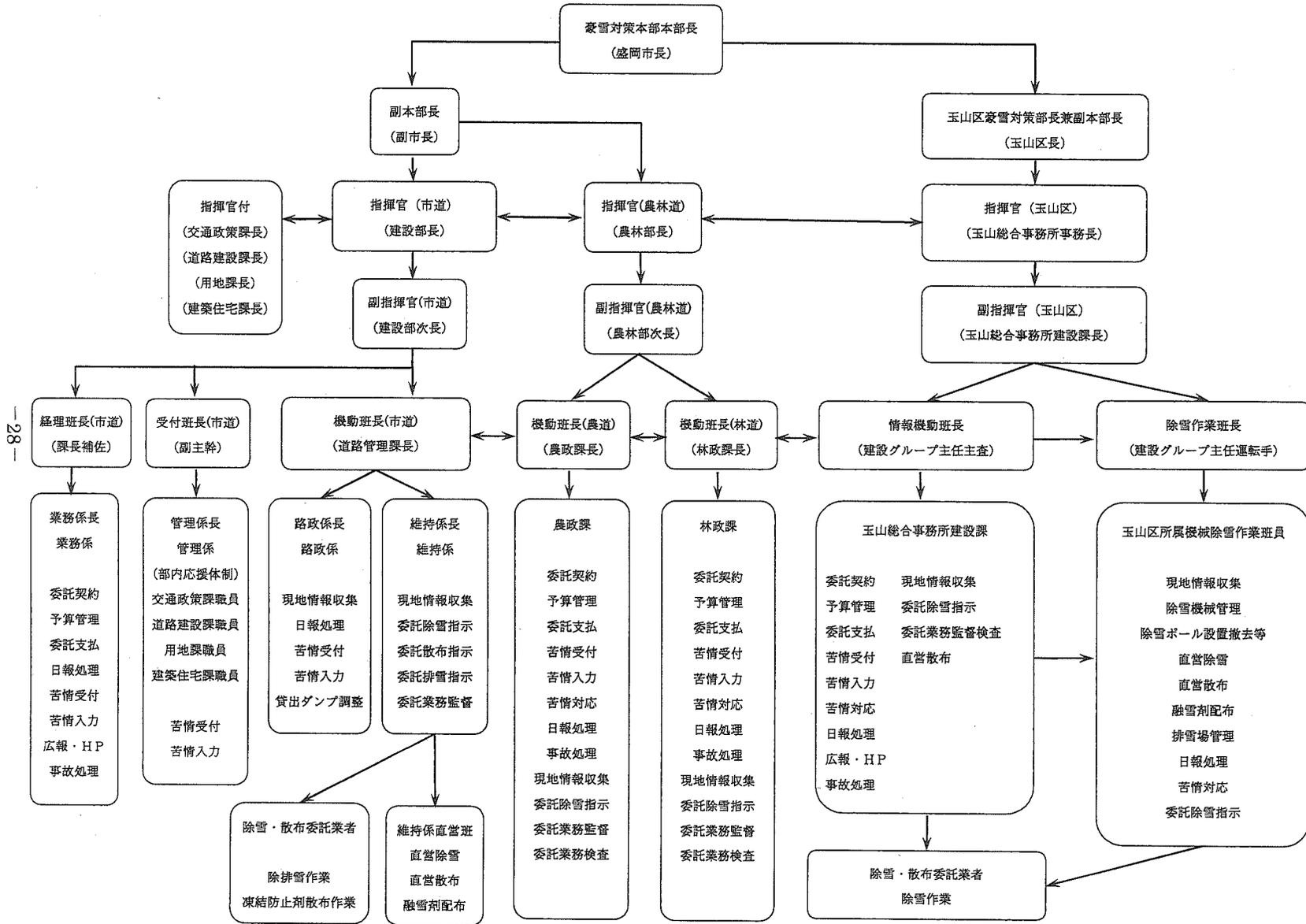
除雪対策本部組織体制

図-1



豪雪対策本部組織体制

図-2



資

料

- ・ 関係機関一覧表
- ・ 平成 19 年度除雪業務委託業者一覧表（玉山区を除く）
- ・ 路線調書（市道，農道，林道）

関 係 機 関 一 覧 表

関 係 機 関 名	電 話 番 号
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所盛岡出張所	636-0444
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 盛岡国道維持出張所	636-0088
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 盛岡西国道維持出張所	687-5888
盛岡地方气象台	622-7869
岩手県盛岡地方振興局土木部	651-3111
岩手県盛岡東警察署	606-0110
岩手県盛岡西警察署	645-0110
岩手県紫波警察署	671-0110
盛岡中央消防署	622-2175
盛岡西消防署	647-2234
盛岡南消防署	638-5001
東日本旅客鉄道株式会社盛岡保線技術センター	652-2437
IGR いわて銀河鉄道株式会社	652-9802
岩手県交通株式会社	654-2141
岩手県北自動車株式会社	654-5811
盛岡個人タクシー協同組合	622-8161
岩手県タクシー協会盛岡支部	623-8511
岩手県バス協会	651-0680
盛岡ガス株式会社	653-1241
東北電力株式会社	653-2111
NTT東日本岩手支店	625-4960
盛岡市水道部	623-1411
盛岡市下水道部	651-4111

平成19年度市道除排雪業務委託業者一覧表

番号	工区	業 者 名	住 所	電話番号
1	1	(株)熊谷砂利店	上太田上川原153	659-0522
2	2	高清建設(株)	繫字湯の館5	689-2219
3	3	樋下建設(株)	菜園一丁目6-3	625-3737
4	4	岩手建工(株)	神明町10-25	651-6903
5	5	盛岡舗道(株)	中太田深持151-1	659-0185
6	6	(株)伊藤組	清水町6-1	625-1193
7	7	鹿島道路(株)	黒川5地割2	675-1200
8	9	世紀東急工業(株)	門二丁目19-9	651-4012
9	10	大成ロテック(株)	仙北三丁目17-6	635-5965
10	11	東亜道路工業(株)	愛宕町19-20	624-1506
11	12	日本道路(株)	永井19-197-1	639-1339
12	13	日本ハイウェイ・サービス(株)	みたけ二丁目4-27	645-5859
13	14	(株)NIPPOコーポレーション	盛岡駅西通二丁目9-1	621-5331
14	15	前田道路(株)	本宮二丁目20-20	692-5611
15	19	(有)岩手架設工業	厨川三丁目11-1	646-4165
16	22	(有)岩手ハツリ工業	川目町21-18	651-3601
17	24	岩手瀝青工業(株)	花巻市石鳥谷町好地3-98	641-5811
18	25	(株)上の島	下太田下川原136-1	658-1100
19	32	(有)久保田工務店	月が丘一丁目29-40	641-1430
20	33	(株)熊谷工務店	愛宕町9-10	623-5465
21	35	(株)沼田建設	西青山三丁目34-1	647-5570
22	40	三陸土建(株)	みたけ五丁目15-12	646-5861
23	42	篠村建設(株)	稲荷町9-6	647-8811
24	43	柴田工業(株)	開運橋通1-40	652-2281
25	45	ショーボンド建設(株)	みたけ六丁目4-36	641-7335
26	47	(株)菅七工務店	中太田新田25-115	659-0729
27	49	盛和工業(株)	猪去的場37-2	658-1505
28	50	大伸工業(株)	永井14-5	638-3251
29	53	(有)平建設	下太田沢田79	658-0345
30	54	(有)大高建設	青山四丁目7-3	647-6169
31	56	高弥建設(株)	紺屋町2-12	653-5181
32	57	(株)高光建設	上堂二丁目4-15	647-1055
33	58	滝村建設(株)	上鹿妻田貝95-1	659-1054
34	60	(有)シビル建設	みたけ三丁目8-40	643-6455
35	62	(株)司組	本宮三丁目10-20	635-1216
36	63	(有)寺館建設	本宮一丁目13-21	635-2270
37	64	(株)東北ターボ工業	下太田田中1-2	658-1113
38	65	戸張建設(株)	前九年一丁目3-22	647-3437
39	66	中亀建設(株)	仙北一丁目16-5	636-0223
40	70	東野建設工業(株)	加賀野二丁目8-15	653-3388
41	73	北水建設工業(株)	名須川町18-16	624-0002
42	76	(株)丸茂建設	上堂四丁目6-26	641-7521
43	77	(有)美和工業	本宮三丁目10-20	635-1821
44	79	(有)盛岡舗装サービス	西松園一丁目4-12	661-1524
45	80	盛舗建設(有)	下太田下川原55-9	659-0490

平成19年度市道除排雪業務委託業者一覧表

番号	工区	業者名	住所	電話番号
46	81	(株)山崎組	加賀野三丁目12-30	652-3088
47	83	吉田建設(株)	本町通三丁目19-10	622-2365
48	84	吉武建設(株)	茶畑二丁目7-19	624-0101
49	85	菱和建设(株)	みたけ一丁目6-30	641-1111
50	87	中坪 光雄	上米内字白石17-2	667-2032
51	88	協積産業(株)	月が丘一丁目28-16	643-8622
52	89	(有)沢口砂利店	城西町7-3	624-3915
53	90	吉田機械サービス 吉田修	岩脇町6-24-3	662-2797
54	91	(株)佐々木砂利店	中屋敷町4-27	647-4153
55	92	(株)石名坂	東見前4-35	638-7521
56	94	佐野峯栄夫 佐野峯建設	永井16-10	638-1888
57	96	(株)下河原組	乙部4-6-1	696-2255
58	98	堀間 宣夫	上飯岡18-32	659-2377
59	99	(有)万平組	手代森4-21	696-3003
60	100	沼田 紘一	西見前19-3-7	638-8882
61	101	南野 強	大ヶ生11-52	696-4958
62	103	藤川 利夫	西見前19-11-2	638-6867
63	104	瀬川 与一	湯沢10-5	638-4673
64	105	佐々木 佐登史	西見前17-14	638-6648
65	106	(株)浅沼工務店	本宮二丁目11-8	636-0131
66	107	佐々木建設(株)	紫波町日詰字石田56	639-0003
67	108	(株)盛岡伊藤組	津志田中央三丁目17-5	637-4211
68	109	熊谷 栄	湯沢2-73	638-1515
69	111	藤平 裕	繫字尾入野83-6	689-2709
70	112	(有)澤田土木コンサルタント	小鳥沢二丁目9-11	661-6484
71	113	(有)松園工業	上田字松屋敷31-14	661-7672
72	115	梨子建設(株)	高松四丁目20-20	661-2411
73	116	(株)佐藤興産	手代森19-95-2	696-2362
74	117	(有)上中屋敷重機	雫石町御明神大曲戸214-3	692-1897
75	118	(有)東北農林建設	中太田屋敷田108	658-1900
76	119	(有)武蔵組	中太田吉原29-3	659-1033
77	120	(有)宮田屋	若園町1-19	623-1001
78	122	筒治 ユリ子	桜台2-3-1	667-1234
79	123	大鷲 勉	繫字尾入野48-22	667-2253
80	124	(有)菊池工業	雫石町七ツ森224-3	692-3522
81	125	(有)黒澤建設	桜台一丁目1-4	661-3101
82	127	(株)滝沢工業	上太田碓34-1	659-1122
83	128	ベトン工業(有)	門二丁目3-5	622-8461
84	129	(株)菱友	みたけ一丁目6-30	641-8881
85	131	(有)藤忠商事	西松園四丁目2-6	661-4537
86	132	上鹿妻除雪組合 代表 舘澤 満仁	上鹿妻切付49-1	658-1011(勤)
87	133	(株)エスイーシー	肴町13-28グリーンキャピタル1001	623-7339
88	134	(有)三上内装	桜台三丁目1-3	667-2706
89	135	(有)山幸造園	滝沢村滝沢字巢子276-44	688-5458
90	136	田上 常吉	上太田若宮15-4	659-1683

＜平成19年度 農道除雪業務委託業者一覧＞

(50音順)

業 者 名	電話番号	住 所	対 象 路 線
岩手建工(株)	651-6903	盛岡市神明町10-25	南中野線 中村線
北東北開発(有)	651-9834	盛岡市東中野字片岡76	泣坂線 八木田線
(株)熊谷砂利店	659-0522	盛岡市上太田上川原153	盛岡西部線
盛和工業(株)	658-1505	盛岡市猪去の場37-2	猪去線
世紀東急工業(株) 岩手営業所	651-4012	盛岡市門2-19-9	新井田線
中坪 光雄	667-2032	盛岡市上米内字白石17-2	米内沢線
(有)松園工業	661-7672	盛岡市上田字松屋敷31-14	鍋屋敷線

＜平成19年度 林道除排雪業務委託業者一覧＞

(50音順)

業 者 名	電話番号	住 所	対 象 路 線
(株)伊藤組	625-1193	盛岡市清水町6-1	林道 御大堂2号線 林道 建石線 林道 平六沢線
岩手建工(株)	651-6903	盛岡市神明町10-25	林道 築川線 林道 高畑線 林道 飛鳥線
大鷲 勉	667-2253 689-2734	盛岡市浅岸字鍋倉9-1 盛岡市繫字尾入野48-22	林道 米内川線 林道 矢沢Ⅰ区 林道 高森山線
(有)黒澤建設	661-3101	盛岡市桜台1-1-4	林道 築場線 林道 砂山線 林道 手代木線 林道 高屋敷線
高館 等	666-2443	盛岡市新庄字中津川37-15	林道 岩神Ⅱ区 林道 御大堂線
(有)東北農林建設	658-1900	盛岡市中太田屋敷田108	林道 江柄線
中坪 光雄	667-2032	盛岡市上米内字白石17-2	林道 矢沢Ⅱ区
日本道路(株)	639-1333	盛岡市永井19-197-1	林道 宇曾沢線 林道 仁右エ門線
(有)万平組	696-3003	盛岡市手代森4-21	林道 上大沢線 林道 鬼ヶ瀬線
民部田 幸夫	(0195) 62-8658 666-2321	岩手町大字五日市5-138-5 盛岡市築川2-52-1	林道 岩神Ⅲ区
盛岡市森林組合	624-0259	盛岡市紺屋町2-9	林道 岩神Ⅰ区

路線調書 C地域

区分	番号	町名	路線名	適用
C	1	向中野字才川	西仙北向中野線外2路線	路線変更による
C	3	猪去字堰合	猪去15号線外5路線	延長増
C	21	向中野字五合田	南仙北一丁目道明線外2路線	路線変更による
C	24	本宮字蛇屋敷	本宮13号線外2路線	延長増
C	25	本宮字熊堂	下太田新田本宮2号線外1路線	延長増
C	58	本宮字荒屋	本宮16号線外5路線	延長増
C	99	南仙北一丁目	南仙北一丁目2号線外2路線	延長増
C	109	中太田新田	中太田10号線外9路線	延長増
C	112	本宮字小屋敷	下太田213号線外3路線	延長増
C	114	向中野字向中野	向中野183号線外3路線	延長増
C	116	西仙北一丁目	新幹線側道7号線外7路線	延長増
C	119	南仙北一丁目	南仙北一丁目7号線外3路線	延長増
C	136	西仙北一丁目	西仙北二丁目4号線外2路線	延長増
C	140	本宮字熊堂	本宮232号線	路線変更による
C	156	本宮一丁目	向中野48号線外6路線	延長増
C	201	向中野字中島	中島下鹿妻2号線外10路線	延長増
C	204	向中野二丁目	向中野50号線外3路線	延長増
C	206	向中野字向中野	西仙北向中野線外3路線	延長増
C	208	本宮字小屋敷	宮沢小幅線外3路線	路線変更による
C	216	下太田下川原	下太田84号線外6路線	延長増
C	220	本宮字稲荷	下太田200号線外10路線	延長増
C	222	向中野字向中野	中島下鹿妻1号線	路線変更による
C	236	本宮字宮沢	本宮158号線外10路線	延長増
C	245	向中野字石川町	向中野121号線外8路線	延長増
C	247	中太田泉田	下太田11号線外1路線	延長増
C	251	本宮字宮沢	本宮183号線外3路線	延長増
C	252	本宮字泉屋敷	向中野89号線外4路線	延長増
C	256	下太田宮田	下太田28号線	新規路線
C	257	下太田田端	下太田15号線外4路線	新規路線
C	258	下太田下川原	下太田51号線外1路線	新規路線
C	259	下太田下川原	下太田57号線外1路線	新規路線
C	260	向中野字向中野	向中野107号線外3路線	新規路線
C	261	向中野字八日市場	向中野86号線外3路線	新規路線
C	262	向中野字千刈田	向中野96号線外2路線	新規路線
C	263	向中野字千刈田	向中野82号線外1路線	新規路線
C	264	向中野字八日市場	向中野94号線外1路線	新規路線
C	265	本宮字宮沢	本宮214号線	新規路線

平成19年度盛岡市農道除雪路線

	路線名	除雪計画延長 m	幅員 m	備考
1	盛岡西部線	1,617	7.5	
2	泣坂線	1,500	4.0	
3	米内沢線	600	4.0	
4	鍋屋敷線	400	3.5	
5	南中野線	3,800	6.5	
6	新井田線	150	5.0	
7	八木田線	320	4.0	
8	猪去線	495	4.0	
9	中村線	1,295	5.0	
	計	10,177		

平成19年度盛岡市林道除雪路線

	除雪路線名		除雪計画延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1	林 道	矢沢Ⅰ区	2,000	3.6	
2	林 道	矢沢Ⅱ区	2,630	4.0	
3	林 道	御大堂2号線	100	5.0	
4	林 道	建石線	400	5.0	
5	林 道	高畑線	1,000	3.6	
6	林 道	宇曾沢線	2,106	3.6	
7	林 道	仁右エ門線	2,200	4.0	
8	林 道	砂山線	2,700	5.0	
9	林 道	築川線	300	4.0	
10	林 道	築場線	80	3.6	
11	林 道	岩神Ⅰ区	8,200	4.0~5.0	
12	林 道	岩神Ⅱ区	6,800	4.0	
13	林 道	岩神Ⅲ区	3,200	4.0	
14	林 道	米内川線	8,843	4.0	
15	林 道	高森山線	750	4.0	
16	林 道	平六沢線	80	4.0	
17	林 道	手代木線	80	4.0	
18	林 道	飛鳥線	1,749	4.0~5.0	
19	林 道	上大沢線	2,188	4.0	
20	林 道	江柄線	1,980	4.0	
21	林 道	御大堂線	13,618	5.0	※3月末日開通(除雪1回のみ)
22	林 道	高屋敷線	600	4.0	
23	林 道	鬼ヶ瀬線	700	4.0	
合計			62,304		